

資金管理業務規程の変更 新旧条文対照表

(下線部が変更箇所)

資金管理業務規程（新）	資金管理業務規程（現行）
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第94条の規定に基づき、<u>公益財団法人自動車リサイクル促進センター</u>（以下「本財団」という。）に設置する資金管理センターの資金管理業務の実施に関する基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(用語) 第2条 この規程において使用する用語は、法及び関係政省令において使用する用語の例による。 2 この規程において「資金管理センター」、「再資源化支援部」及び「情報管理部」とは、それぞれ、資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を担当する<u>本財団</u>の内部組織をいう。</p> <p>第3条 <略></p> <p>第2章 事業計画等 (事業計画及び収支予算) 第4条 資金管理センターは、法第95条第1項の規定により、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度を除く。）、資金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、資金管理業務諮問委員会の調査審議及び<u>理事会の議決</u>を得た上で、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。 2 <略></p> <p>(事業報告及び収支決算) 第5条 資金管理センターは、法第95条第3項の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、資金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、資金管理業務諮問委員会の調査審議及び<u>理事会の議決</u>を得た上で、貸借対照表を添付して経済産業大臣及び環境大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。</p> <p>第3章 再資源化預託金等の預託 第6条 <略></p> <p>第7条 <略></p> <p>(再資源化預託金等の管理に関する料金) 第8条 <略> 2 <略> 3 資金管理料金の認可申請をする場合には、事前に資金管理業務諮問委員会の調査審議及び<u>理事会の議決</u>を得る。 4 <略></p> <p>(区分経理) 第9条 資金管理センターは、法第98条第1項の規定による承認又は同条第3項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る勘定、それ以外の再資源化預託金等に係る勘定及びその他の一般勘定の3区分で経理を行い、<u>本財団</u>のその他の経理と区分して整理する。</p> <p>第4章 再資源化預託金等の預託に関する証明 第10条～第12条 <略></p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第94条の規定に基づき、<u>財団法人自動車リサイクル促進センター</u>に設置する資金管理センターの資金管理業務の実施に関する基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(用語) 第2条 この規程において使用する用語は、法及び関係政省令において使用する用語の例による。 2 この規程において「資金管理センター」、「再資源化支援部」及び「情報管理部」とは、それぞれ、資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を担当する<u>財団法人自動車リサイクル促進センター</u>の内部組織をいう。</p> <p>第3条 <略></p> <p>第2章 事業計画等 (事業計画及び収支予算) 第4条 資金管理センターは、法第95条第1項の規定により、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度を除く。）、資金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、資金管理業務諮問委員会の調査審議、<u>評議員会の同意及び理事会の議決</u>を得た上で、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。 2 <略></p> <p>(事業報告及び収支決算) 第5条 資金管理センターは、法第95条第3項の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、資金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、資金管理業務諮問委員会の調査審議、<u>評議員会の同意及び理事会の議決</u>を得た上で、貸借対照表を添付して経済産業大臣及び環境大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。</p> <p>第3章 再資源化預託金等の預託 第6条 <略></p> <p>第7条 <略></p> <p>(再資源化預託金等の管理に関する料金) 第8条 <略> 2 <略> 3 資金管理料金の認可申請をする場合には、事前に資金管理業務諮問委員会の調査審議、<u>評議員会の同意及び理事会の議決</u>を得る。 4 <略></p> <p>(区分経理) 第9条 資金管理センターは、法第98条第1項の規定による承認又は同条第3項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る勘定、それ以外の再資源化預託金等に係る勘定及びその他の一般勘定の3区分で経理を行い、<u>財団法人自動車リサイクルセンター</u>のその他の経理と区分して整理する。</p> <p>第4章 再資源化預託金等の預託に関する証明 第10条～第12条 <略></p>

第5章 再資源化預託金等の運用等

第13条～第16条 <略>

(運用手続)

第17条 <略>

2 前項に規定する運用の委託を行う場合、運用委託先の選定については代表理事が別に定める調達規則に基づき原則競争入札の方法により行い、資金管理センターは、運用状況について毎月報告を受けること等により、適正な適用を担保する。

第18条 <略>

第6章 再資源化預託金等の払渡し

第19条～第21条 <略>

第7章 再資源化預託金等の取戻し

第22条 <略>

(再資源化預託金等の取戻しに係る手数料)

第23条 <略>

2 <略>

3 輸出取戻し手数料の認可申請をする場合には、事前に資金管理業務諮問委員会の調査審議及び理事会の議決を得る。

4 <略>

第8章 特定再資源化預託金等の取扱い

第24条 <略>

(特定再資源化預託金等の使途)

第25条 資金管理センターは、法第98条第1項の規定に基づき、資金管理業務諮問委員会の審議、理事会での議決並びに経済産業大臣及び環境大臣の承認を受け、その管理する特定再資源化預託金等について、資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は再資源化支援部に対し法第106条第2号から第5号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理部に対し情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。当該承認申請は原則年1回とするが、必要に応じ臨機に承認申請を行う。

2 資金管理センターは、前項の規定により資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は再資源化支援部若しくは情報管理部へ出えんをした後において、なお、主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理業務諮問委員会の審議、理事会での議決並びに法第98条第3項の規定により経済産業大臣及び環境大臣の計画認可を受け、資金管理センターが定める期間、当該特定再資源化預託金等により、自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

第9章 資金管理業務諮問委員会

(資金管理業務諮問委員会の構成)

第26条 代表理事は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて、資金管理業務諮問委員会の委員を任命する。

(資金管理業務諮問委員会の審議事項)

第27条 資金管理業務諮問委員会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び必要と認める意見を代表理事に述べる。

(1)～(6) <略>

第5章 再資源化預託金等の運用等

第13条～第16条 <略>

(運用手続)

第17条 <略>

2 前項に規定する運用の委託を行う場合、運用委託先の選定については理事長が別に定める調達規程に基づき原則競争入札の方法により行い、資金管理センターは、運用状況について毎月報告を受けること等により、適正な適用を担保する。

第18条 <略>

第6章 再資源化預託金等の払渡し

第19条～第21条 <略>

第7章 再資源化預託金等の取戻し

第22条 <略>

(再資源化預託金等の取戻しに係る手数料)

第23条 <略>

2 <略>

3 輸出取戻し手数料の認可申請をする場合には、事前に資金管理業務諮問委員会の調査審議、評議員会の同意及び理事会の議決を得る。

4 <略>

第8章 特定再資源化預託金等の取扱い

第24条 <略>

(特定再資源化預託金等の使途)

第25条 資金管理センターは、法第98条第1項の規定に基づき、資金管理業務諮問委員会の審議、評議員会の同意、理事会での議決並びに経済産業大臣及び環境大臣の承認を受け、その管理する特定再資源化預託金等について、資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は再資源化支援部に対し法第106条第2号から第5号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理部に対し情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。当該承認申請は原則年1回とするが、必要に応じ臨機に承認申請を行う。

2 資金管理センターは、前項の規定により資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は再資源化支援部若しくは情報管理部へ出えんをした後において、なお、主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理業務諮問委員会の審議、評議員会の同意、理事会での議決並びに法第98条第3項の規定により経済産業大臣及び環境大臣の計画認可を受け、資金管理センターが定める期間、当該特定再資源化預託金等により、自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

第9章 資金管理業務諮問委員会

(資金管理業務諮問委員会の構成)

第26条 理事長は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて、資金管理業務諮問委員会の委員を任命する。

(資金管理業務諮問委員会の審議事項)

第27条 資金管理業務諮問委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び必要と認める意見を理事長に述べる。

(1)～(6) <略>

(離島対策等検討会の設置)

第28条 <略>

2 <略>

3 離島対策等検討会の委員は、離島対策等について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。

(資金管理業務諮問委員会等の運営方法)

第29条 この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び離島対策等検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第10章 外部監査及び情報公開等

(外部監査の実施)

第30条 資金管理センターは、監査規程に基づき、監査法人による会計監査及び業務監査を受ける。

(監査結果の報告)

第31条 前条の監査の結果は、資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会に報告されるものとする。

(情報公開)

第32条 資金管理センターは、資金管理業務の運営の透明性を確保するため、情報公開規程により情報公開を行うとともに、広く社会の理解を得るよう努める。

2 <略>

第33条 <略>

第11章 雑則

第34条 <略>

(役員等の注意義務)

第35条 資金管理業務に携わる役員及び職員は、資金管理業務を行うに当たっては、倫理規程に基づき、公正な職務遂行を行うこととし、職務遂行の公正さに対する疑念や不信を招くような行為を行ってはならない。

(役員等の秘密保持義務)

第36条 評議員、役員、資金管理業務諮問委員、離島対策等検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(資金管理業務の休廃止)

第37条 資金管理センターは、法第96条の規定により、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、資金管理業務諮問委員会の調査審議及び理事会の議決を得た上で、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けるものとする。

(細則)

第38条 代表理事は、この規程に定めるもののほか、資金管理業務を実施するため必要な細則を定めることができる。

2 前項の細則は、必要に応じて、代表理事が変更することができる。

3 <略>

(離島対策等検討会の設置)

第28条 <略>

2 <略>

3 離島対策等検討会の委員は、離島対策等について専門的な知識を有する者のうちから、理事長が任命する。

(資金管理業務諮問委員会等の運営方法)

第29条 この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び離島対策等検討会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 外部監査及び情報公開等

(外部監査の実施)

第30条 資金管理センターは、理事長が別に定める監査規程に基づき、監査法人による会計監査及び業務監査を受ける。

(監査結果の報告)

第31条 前条の監査の結果は、資金管理業務諮問委員会、監事、評議員会及び理事会に報告されるものとする。

(情報公開)

第32条 資金管理センターは、資金管理業務の運営の透明性を確保するため、理事長が別に定める情報公開規則により情報公開を行うとともに、広く社会の理解を得るよう努める。

2 <略>

第33条 <略>

第11章 雑則

第34条 <略>

(役員等の注意義務)

第35条 資金管理業務に携わる役員及び職員は、資金管理業務を行うに当たっては、理事長が別に定める倫理規程に基づき、公正な職務遂行を行うこととし、職務遂行の公正さに対する疑念や不信を招くような行為を行ってはならない。

(役員等の秘密保持義務)

第36条 役員、評議員、資金管理業務諮問委員、離島対策等検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(資金管理業務の休廃止)

第37条 資金管理センターは、法第96条の規定により、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、資金管理業務諮問委員会の調査審議、評議員会の同意及び理事会の議決を得た上で、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けるものとする。

(細則)

第38条 理事長は、この規程に定めるもののほか、資金管理業務を実施するため必要な細則を定めることができる。

2 前項の細則は、必要に応じて、理事長が変更することができる。

3 <略>

別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針

再資源化預託金等の運用の基本方針は、次のとおりとする。

I. 再資源化預託金等の運用の目的・目標

<略>

II. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成

1. 運用対象資産の範囲

<略>

注1. <略>

注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応

：取得後に全ての指定格付機関による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

全ての指定格付機関による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。

<略>

注3. <略>

注4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応

：取得後に全ての指定格付機関が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」（第26回資金管理業務諮問委員会）を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

2. 運用対象資産の構成

<略>

III. 運用成果の評価

<略>

IV. リスク管理のための対応及び業務管理体制について

1. リスク管理のための対応について

<略>

2. 具体的な業務管理体制

<略>

※本財団全体として監査室が設けられることから、当該監査室が資金管理センターの運用・管理状況についても定期的に監査を行う。

別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針

再資源化預託金等の運用の基本方針は、次のとおりとする。

I. 再資源化預託金等の運用の目的・目標

<略>

II. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成

1. 運用対象資産の範囲

<略>

注1. <略>

注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応

：取得後に全ての指定格付機関による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに理事長まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

全ての指定格付機関による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。

<略>

注3. <略>

注4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応

：取得後に全ての指定格付機関が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに理事長まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」（第26回資金管理業務諮問委員会）を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

2. 運用対象資産の構成

<略>

III. 運用成果の評価

<略>

IV. リスク管理のための対応及び業務管理体制について

1. リスク管理のための対応について

<略>

2. 具体的な業務管理体制

<略>

※（財）自動車リサイクル促進センター全体として監査室が設けられることから、当該監査室が資金管理センターの運用・管理状況についても定期的に監査を行う。

3. 資産管理実務の外部委託及び債券等を購入する取引先について

(1) 資産管理実務の外部委託について

<略>

(2) 債券等の購入に係る取引先について

○自家運用する債券等の購入に係る取引先として、金融機関を選定する場合には、調達規則を踏まえた上で、最良執行の観点から、取引先の取引執行能力、事務処理能力、情報提供能力等について総合的な評価を行うものとする。

3. 資産管理実務の外部委託及び債券等を購入する取引先について

(1) 資産管理実務の外部委託について

<略>

(2) 債券等の購入に係る取引先について

○自家運用する債券等の購入に係る取引先として、金融機関を選定する場合には、調達規程を踏まえた上で、最良執行の観点から、取引先の取引執行能力、事務処理能力、情報提供能力等について総合的な評価を行うものとする。